

保護者 様

日頃から本市の教育行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、8月31日までを期間とする茨城県非常事態宣言において、県から示された方針を受け、8月中については、各学校において、タブレット端末を活用した取組を進めることとしております。

一方、9月12日までを期間とする国の緊急事態宣言が発令されており、今後、茨城県非常事態宣言の期間が延長されることが想定されます。

また、全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大しており、本市においても、児童生徒や保護者世代の陽性者が増加している状況でございます。

そのため、9月1日以降の本市の学校の対応については、感染のリスクを抑えながら、できる限り児童生徒の学習機会を確保するため、学習活動の確認を目的とした分散登校及びオンライン授業を実施することといたします。

なお、近日中に発表される県の通知後に、再度検討すべき内容がある場合は、速やかに対応いたします。

分散登校日や学習内容等の詳細につきましては、改めて学校から御連絡させていただきます。御理解と御協力をお願いいたします

1 9月1日(水)から3日(金)について

- 9月1日(水)から3日(金)までを分散登校期間とする。
 - ・ 各学校は、3密を避けるため、学校規模や学級の人数に応じて、1回から3回の登校日を設ける(分散登校)。
 - ・ 各児童生徒は、1回登校する。
 - ・ 各学校において、分散登校終了の翌日から、オンライン授業を行う。
- 学校での活動時間は、午前中の3時間程度とする。
- 家庭での過ごし方やオンライン授業を円滑に行うための指導等を行う。
- 学校に登校しない日については、各家庭においてオンライン学習を行う。
- 登校した日は出席扱い、登校しない日は、出席停止扱いとする。

なお、感染予防を理由に登校しない児童生徒については、欠席とはせず、出席停止扱いとする。

2 9月6日(月)から10日(金)について

- 各学校において授業計画を作成し、オンラインによる授業を実施する。
- オンライン授業は午前中とし、午後は自主学習を基本とする。
- オンライン授業期間は、出席停止扱いとする。

3 その他

- 通信環境のない家庭には、モバイルルーターを貸し出します。
- 通信環境の整備が間に合わない家庭や共働き家庭などの児童生徒が、学校の通信環境を利用して学習ができるよう学校を開放します。
- 期間中は、給食の提供、部活動は行いません。
- 給食費の取扱い、開放学級の対応等については、後日、担当課から通知します。
- 9月13日(月)以降の対応については、県の対応方針や本市における感染拡大状況等を踏まえ、改めて連絡します。

令和3年8月26日

水戸市教育委員会教育長 志田 晴美